

桜島学校の校章等制作業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 目的

本要領は、令和8年4月に開校する鹿児島市立桜島学校（以下「桜島学校」という。）の校章等の制作に係る業務を委託するにあたり、契約の相手方となる受託候補者を選定するために必要な事務及び審査手続き等を定めることを目的とする。

2 事務局

〒892-0816 鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局管理部学校整備室（教育総合センター2階）

電話 099-227-1930（直通）

電子メール gakkouseibi@city.kagoshima.lg.jp

3 委託業務の概要

(1) 業務名

桜島学校の校章等制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「桜島学校の校章等制作業務委託仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 予算上限額

500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので留意すること。

4 企画提案競技参加者の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(4) 告示日以降において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。

(5) 告示日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが為されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 納期の到来している市税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。

- (7) 過去5年間（令和元年度から令和5年度までの期間）に、ロゴマーク等のデザイン制作業務の受注実績を有すること又は主たるデザイン制作者としてロゴマーク等のデザイン制作業務に携わった実績を有すること。
- (8) 法人にあたっては、構成員に本業務委託に係る企画提案競技の審査委員会委員、審査委員会委員の配偶者若しくは親子（以下「家族」という。）が含まれていないこと又は家族等と資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 個人にあたっては、本業務委託に係る企画提案競技の審査委員会委員の家族又は審査委員会委員若しくは家族が経営に関わる組織に所属する者でないこと。

5 スケジュール

令和6年7月 9日	公告
7月22日	参加申込書等の提出期限
7月24日	参加資格確認結果通知書送付
7月30日	質問受付期限
8月 2日	質問回答期限
8月15日	企画提案書等の提出期限
8月30日	審査結果通知

6 説明会

実施しない

7 企画提案競技参加申込みに係る書類提出

- (1) 本企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出すること。ただし、⑤の提出は任意とする。
- ① 参加申込書（様式1）
 - ② 商業登記簿謄本等
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
 - イ アの法人以外の法人については、法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
 - ウ 個人の場合は住民票抄本（本籍・続柄・住民票コード・個人番号を省略しているもので、提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可）
 - ③ 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可。本市で市税の滞納がないことの証明書が発行されない場合は、主たる事務所等が所在する市区町村発行の納税証明書）
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 - ⑤ 参加申込者の概要が分かる資料（会社パンフレット等）
 - ⑥ 鹿児島市業務委託等入札参加資格者名簿に登録されている業者は、②から④までの提出は不要。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登載されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。

(2) 提出方法等

① 受付期間

告示日から令和6年7月22日（月）午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

③ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。（提出期限必着）

④ 提出先

「2 事務局」に同じ

⑤ 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は提出された書類により審査し、参加資格確認結果通知書を令和6年7月24日（水）までに郵送及びメールにて通知する。

8 本業務に関する質問

本企画提案競技に関して質問等がある場合は、次のとおり質疑書（様式6）を提出することにより行うこと。

(1) 提出の方法

電子メール（送信後、電話等で本市の着信を確認すること。）とする。

(2) 提出期限

告示日から同月30日（火）午後5時15分まで

(3) 提出先

「2 事務局」に同じ

※1 電子メール送信の件名は以下のとおりとする。

校章プロボ質問_〇〇〇（〇：申込者名）

※2 送付する電子ファイルはPDF 又はMicrosoft Office ファイルとすること。

(4) 回答方法

質問の内容とその回答を、質問を受付けた日から3日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に本市ホームページに掲載し、その期間は令和6年8月15日（木）までとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 本企画提案競技に参加しようとする者は、上記7の参加資格確認結果通知書受領後に、企画提案書等を提出するものとする。

匿名審査のため、提案書（様式4）及び実績調書（様式5）の副本には、提出者が判明できる内容（事業者名、事業者を特定できるマーク（社章）など）を記載せず、参加資格確認結果通知書で示す参加資格番号を用いること。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式3）

イ 提案書（様式4）

ウ 実績調書（様式5）

② 提案書の記載内容

提案書（様式4）の記載内容は次のとおりとする。

なお、生成型AI等を用いての作成は不可とする。

項目	記載内容
基本事項	校章等に対する基本的な考え方と、デザインのコンセプトについて記述する。
テーマへの理解	テーマ（桜島学校）に対する考え、想いを記述する。
デザイン	「校章」の参考デザインを1点、仕様書に記載の条件を考慮したうえで提案する。 カラーで印刷するものとする。（モノクロのデザインの場合も含む。）
その他（特記事項）	提案の独自性や工夫があれば、自由に記述する。

※業務内容は校章及びロゴマークの制作であるが、提案書にはロゴマークのデザイン提案は必要ない。

③ 提出部数

部数は、正本1部、副本10部、合計11部とする。

(2) 提出方法等

① 受付期間

令和6年7月24日（水）から同年8月15日（木）午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

③ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。（提出期限必着）

④ 提出先

「2 事務局」に同じ

10 選定方法

(1) 審査委員会の設置

「桜島学校の校章等制作業務企画提案競技審査委員会設置要綱」に基づき、桜島学校の校章等制作業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員は次のとおり。

- 委員長 小村 真二 （鹿児島市教育委員会事務局管理部長）
- 委員 大西 麻貴 （株式会社オープラスエイチ代表取締役）
- 〃 川島 茂 （鹿児島県立短期大学生活科学科教授）
- 〃 竹ノ下 武宏 （桜峰校区コミュニティ協議会会長）
- 〃 佐土原 隆 （鹿児島市教育委員会事務局教育部長）
- 〃 木田 博 （鹿児島市教育委員会事務局教育DX担当部長）
- 〃 前野 耕一 （鹿児島市教育委員会事務局美術館主幹）
- 〃 前之園 礼央 （鹿児島市教育委員会事務局学校教育課指導主事）

(2) 審査方法

本企画提案競技の審査は、審査委員会において書類審査で行う。評価基準に基づき各評価項目の審査を行い、本業務に最も適した受託候補者及び次点の者をそれぞれ1者選定する。

提案者が1者であっても本企画提案競技は実施し、審査の結果、基準を満たす場合に当該提案者を受託候補者として選定する。基準を満たす者がいない又は提案者がいない場合は、再度募集を行うか検討する。

(3) 評価基準

評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
テーマの理解力	桜島学校をどのように理解しているか。	20点
テーマとの整合性	テーマ及びテーマ背景に基づいた作品であるか。	15点
コンセプトの表現力	作品に込めた思いや考え方が分かりやすく表現され、学校施設との親和性や調和が確保されるか。	15点
デザイン力	今後何十年にわたり、シンボルとして使用することのできる優れたデザインの提案が可能であるか。 業務遂行に要する技術力が見込めるか。	30点
総合力	独創性、これまでの業務実績、建築との関わりなど	20点

11 審査結果の通知

企画提案競技の参加者全員に結果を文書で通知する。

12 業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)

なお、委託契約の締結にあたり、予算の範囲内において選定された者と改めて見積合わせを行うものとする。

- (2) 選定された者が、契約の間までに資格要件を満たさないことが判明した場合、契約の締結を行わない。この場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

13 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本企画提案競技に参加する資格要件を欠くこととなった場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 本説明書に定める手続き以外の手法により、審査委員会委員又は事務局等関係者に対し、直接又は間接を問わず、本企画提案競技に関連する連絡、面会、問い合わせ等を行った場合
- (7) その他この実施要領及び各様式で示している規定に違反する場合

14 経費の負担

参加申込書や提案書等の作成及び提出、その他本企画提案競技の参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

15 その他

- (1) 本企画提案競技において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ① 企画提案書等は提案者1者につき1提案とする。
 - ② 提出書類は、返却しないものとする。
 - ③ 提出書類は、受託候補者の選考を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
 - ④ 提案書(様式4)は、選考経過の公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。なお、公表する場合は、提案書が無償で使用することができるものとする。
- (3) 本企画提案競技は、受託候補者を選定するものであり、提案された校章等が採択されるものではなく、受託者決定後に校章及びロゴマークの制作に着手するものである。
- (4) 書類提出後に辞退する場合は、令和6年8月23日(金)までに参加辞退届(様式7)を提出すること。
- (5) 審査の経緯及び選考結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。
- (7) 本企画提案競技において本市が提供した書類等は、本市の了解なく、公表、使用することは認めない。
- (8) 提出受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則認めない。ただし、市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではない。
- (9) 本企画提案競技に関し、他作品の著作権等に抵触するなどの問題が発生した場合、本市は一切の責任を負わず、提案者が一切の責任を負い、その解決を行うものとする。
- (10) 本企画提案競技に関し、会社等に雇用されている者が参加するにあたり、会社等との間に係争が発生した場合、本市は一切の責任を負わず、提案者が一切の責任を負い、その解決を行うものとする。
- (11) 提出書類は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

以上